

『国連宇宙法政策会議 11/19-21』に出席して

大学 34 回 安野 信之

2023 年に宇宙へ打ち上げられた人工衛星の数は 2887 機にもなり、現在約 11,500 機(95 か国)の人工衛星が地球を周回している。イーロン・マスクが率いる SpaceX 社を筆頭に、複数の民間企業が打ち上げ事業へ参入を開始したことにより、現在の打ち上げコスト/Kg は \$1,500 となり、対 1990 年比較では約 1/14 まで低減された。加えて、ロケットのブースター部の再利用により、更に打ち上げコストが下がり、この先も「無人」「有人」による宇宙進出が著しく加速していくことが予想される。10 年後には人工衛星の数は 63,000 機を超えたとの予測も。

一方、宇宙の平和利用や利用機会平等の実現を目的とする法律の制定については、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)が、「宇宙に関する 5 つの国連条約」、「宇宙活動の長期持続可能性(LTS)ガイドライン」やその他国連決議を、国際法として形成し各国での国内宇宙法への落とし込み(法制化)を促進するというかたちで進められている。しかし、その速度は、宇宙への進出技術発展速度に対して劣後する。また、これまで宇宙の法律に関する議論は、その進出推進主体を「政府」とする前提で進められてきたが、現在では宇宙進出活動の 75%が「民間」企業によって進められている。この進出推進主体の急激で大きな変化が、各国の国内法整備を遅らせる原因にもなっている。

「宇宙への人類の進出」の次の段階として、「人類の宇宙での居住」が始まるとすると、この先の注目すべきマイルストーンは、時期の変動の可能性はあるが 2040 年頃である。アメリカ主導で進行中のアルテミス計画の最終段階で(2035 年)、人類が月や火星等の惑星へ居住できることが技術的に実証されれば、2040 年頃には人類の居住が開始される可能性が高くなる。人類の活動範囲の拡大が、より高度で多様性に富む人類の発展につながると期待されている。この動き自体に反対する理由はないが、地球外で平和で豊かな生活基盤を構築するためには(宇宙での領土争いや資源獲得競争の発生が強く懸念される)、地球外に居住するすべての人類が遵守することを義務づけた法律「国連地球外居住法(仮)」を、居住開始までの残された期間で制定することが不可欠である。現在(2024 年 11 月)、人類の地球外居住を前提にした包括的な法体系の整備を進める動きが見られない。この「国連地球外居住法(仮)」の制定準備の必要性和重要性を、今回の会議の中のテーマ別分科会にて提起させていただいた。

現在地球で発生している様々な問題を地球外に持ち出すことなく、宇宙を平和利用することは人類の永遠の義務であると信じるからである。

尚、経済学部専門科目 Principles of Business Management（2025 年春学期開講）で、人類の宇宙進出の現状と課題についての講義を設ける予定です。グローバル（世界規模）に留まらず、ユニバーサルな（宇宙規模）視点で考えていく習慣を、できるだけ多くの滋賀大生に修得して欲しいと願っています。

2024 年 11 月 21 日 国連ウィーン国際センターにて



国連ウィーン国際センター

大学34回 安野信之